

第 5 回

熊本県議会

決算特別委員会会議記録

令和6年10月25日

(令和5年度決算)

(土木部)

閉 会 中

場所 全 員 協 議 会 室

第5回 熊本県議会 決算特別委員会会議記録

令和6年10月25日（金曜日）

午後0時58分開議
午後1時55分休憩
午後2時1分開議
午後2時24分閉会

本日の会議に付した事件

- 議案第41号 令和5年度熊本県一般会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第46号 令和5年度熊本県港湾整備事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第47号 令和5年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第48号 令和5年度熊本県用地先行取得事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 議案第61号 令和5年度熊本県流域下水道事業会計決算の認定について

出席委員(10人)

- 委員長 内野 幸喜
- 副委員長 橋口 海平
- 委員 池田 和貴
- 委員 楠本 千秋
- 委員 岩本 浩治
- 委員 岩田 智子
- 委員 竹崎 和虎
- 委員 西村 尚武
- 委員 本田 雄三
- 委員 亀田 英雄

欠席委員(2人)

- 委員 松田 三郎
- 委員 末松 直洋

委員外議員(なし)

説明のため出席した者

土木部

部長 宮島 哲哉

総括審議員

兼河川港湾局長 村山 英俊

政策審議監 久原 美樹子

道路都市局長 菰田 武志

建築住宅局長 小路 永守

監理課長 安田 昌史

用地対策課長 下崎 浩一

首席審議員

兼土木技術管理課長 倉光 宏一

道路整備課長 奥山 和弘

道路保全課長 高橋 慶彦

都市計画課長 松田 龍朋

下水環境課長 弓削 真也

河川課長 有働 人志

港湾課長 田村 伸司

砂防課長 堤 哲也

建築課長 折田 義浩

営繕課長 今福 裕一

住宅課長 上野 美恵子

出納局職員出席者

会計管理者兼出納局長 川元 敦司

会計課長 川上 竜也

監査委員・同事務局職員出席者

監査委員 藤井 一恵

局長 小原 正巳

監査監 石井 利幸

事務局職員出席者

議事課課長補佐 榎原 俊郎

議事課主幹 平江 正博

午後0時58分開議

○内野幸喜委員長 それでは、ただいまから第5回決算特別委員会を開会いたします。

本日は、土木部の審査を行うこととしてお

ります。

これより土木部の審査を行います。

まず、執行部の説明を求めた後に、一括して質疑を受けたいと思います。

なお、執行部からの説明は、効率よく進めるために、着座のままでも簡潔にお願いします。

それでは、土木部長から総括説明を行い、続いて、担当課長から順次説明をお願いします。

宮島土木部長。

○宮島土木部長 令和5年度決算の概要について御説明申し上げます。

説明資料の1ページ、令和5年度歳入歳出決算総括表をお願いします。

まず、歳入でございますが、最下段の計の欄のとおり、一般会計、特別会計合わせまして、収入済額が583億5,500万円余、不納欠損額は3,374万3,000円でございます。不納欠損額は海砂利超過採取に係る過料であり、時効完成によるものです。

また、収入未済額は2億9,600万円余となっております。こちらも主なものは海砂利超過採取に係る過料等となっております。

なお、予算現額と収入済額との差438億1,100万円余は、主に翌年度への事業繰越しに伴う国庫支出金の減でございます。

続きまして、歳出でございますが、一般会計、特別会計合わせまして、支出済額が1,407億5,500万円余、翌年度繰越額は833億1,100万円余でございます。

繰越理由の主なものとしましては、工事の施工等に伴い発生した関係者との協議調整に時間を要したことなどにより、工期が不足したものであり、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

また、不用額は89億7,500万円余となっております。その主な理由は、事業費確定に伴う執行残等によるものでございます。

以上、令和5年度土木部歳入歳出決算の概要につきまして、総括的に御説明申し上げましたが、詳細につきましては、各課長から説明いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 引き続き、各課長から説明をお願いします。

○安田監理課長 監理課でございます。

土木部の定期監査におけます指摘事項につきましては、都市計画課について指摘がございました。後ほど担当課長から御説明いたします。

それでは、決算の概要について御説明いたします。

説明資料の2ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございます。

2ページ、3ページは、特に問題ございません。

おめくりいただきまして、4ページをお願いいたします。

4ページ、諸収入につきまして、収入未済額は130万円余となっております。後ほど附属資料のほうで御説明申し上げます。

その他、不納欠損、収入未済はございません。

続きまして、5ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

3段目、土木総務費について、1,171万2,000円の不用額を生じております。

主に職員給与費の共済費の負担率が5ポイントほど低下して改定されました。補正予算編成後の3月の改定であったことから執行残となったものでございます。

6ページをお願いします。

2段目、建設業指導監督費について、680万3,000円の不用額を生じております。

主に建設産業新3K推進プロジェクト事業

において、団体あるいは企業が実施する取組について、その実績が見込みを下回ったことに伴う執行残でございます。

それでは、附属資料の194ページをお開きいただけますでしょうか。こちらの収入未済に関する調べでございます。

こちらは、令和3年度に工事請負契約を締結した天草市の建設企業が翌令和4年度に倒産いたしました。このため、工事請負契約を解除したことに伴います工事遅延利息となります。

この契約では、県が前払い金を支払っておりましたが、契約解除時の出来高が前払い金額に達していなかった。このため、支払い余剰金につきまして、保証会社から返還を受けております。この支払い余剰返還の日までの利息が収入未済となっているものでございます。

現在、破産法に基づく法的手続が進められておりますが、その結果によりまして、配当の受入れまたは債権消滅に伴う不納欠損処分を行いたいと考えておるところでございます。

監理課からの説明は以上でございます。

○下崎用地対策課長 用地対策課でございます。

用地対策課は、一般会計と用地先行取得事業特別会計につきまして御説明させていただきます。

説明資料の7ページをお願いいたします。

一般会計の歳入でございますが、不納欠損額はございません。

諸収入のうち、行政代執行費において収入未済がございますので、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

次に、8ページをお願いいたします。

一般会計の歳出でございます。

土木総務費において745万円余の不用額が生じておりますが、主なものとしましては、

収入手続に係る事務費等及び行政代執行費の執行残でございます。

続きまして、9ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳入でございますが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、10ページをお願いいたします。

用地先行取得事業特別会計の歳出でございます。

道路新設改良費において752万円余の不用額が生じておりますが、これは、中九州横断道路大津熊本道路に係る用地先行取得事業の執行残でございます。

続きまして、附属資料の195ページをお願いいたします。

収入未済につきましては、一般会計の諸収入のうち、行政代執行費において450万円余の収入未済がございますが、理由としましては、備考欄に記載のとおり、債務者が行政代執行を認めておらず、納付に応じないためでございます。

最下段の未収金対策としましては、今後も納付の見込みがないため、行政代執行法の規定に基づき、財産の差押えに向けた手続を進めているところでございます。

最後に、205ページをお願いいたします。

取得用地の未登記の状況につきましては、一覧表に記載のとおりでございます。

用地対策課の説明は以上です。

○倉光土木技術管理課長 土木技術管理課でございます。

説明資料の11ページをお願いいたします。

歳入について御説明いたします。

不納欠損額、収入未済額はございません。

続きまして、歳出について御説明いたします。

説明資料の12ページをお願いいたします。

土木総務費におきまして、919万5,000円の

不用額が生じております。

これは、主にCALS/EC事業及び土木業務委託事業費の事業費確定に伴う執行残によるものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○奥山道路整備課長 道路整備課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の13ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明します。

15ページをお願いいたします。

2段目の道路橋りょう総務費の不用額は1,006万8,000円でございます。

これは、直轄事業負担金の事業費確定による執行残等でございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

道路整備課につきましては、附属資料の1ページから44ページに記載しておりますが、44ページをお願いいたします。

道路整備課の明許繰越しの合計は、最下段の左から1列目のとおり328か所で、明許繰越額は、5列目のとおり167億8,049万1,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、地元住民の皆様や交通管理者などの関係機関との協議、調整、用地補償交渉の難航等に不測の日数を要したことにより、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

次に、45ページ、お願いします。

道路整備課の事故繰越は、最下段の左から1列目のとおり2か所で、事故繰越額は、5列目のとおり7億9,607万8,000円でございます。

繰越しの理由といたしましては、用地取得の手續や工事計画の変更などに不測の日数を要したもので、やむなく次年度へ繰り越したものでございます。

用地、工事ともに、年度内に全て完了する見込みでございます。

以上で道路整備課の説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○高橋道路保全課長 道路保全課でございます。

決算について御説明させていただきます。

説明資料の19ページをお願いいたします。

歳入につきましては、不納欠損額はございません。

最下段の諸収入の収入未済につきましては、後ほど附属資料で御説明させていただきます。

歳入については以上でございます。

次に、歳出について御説明させていただきます。

20ページをお願いいたします。

3段目の道路維持費の不用額ですが、3,535万7,000円の主な理由は、単県道路維持修繕費における積雪対策費等の執行残3,502万1,000円及びその他の執行残33万5,000円でございます。

続きまして、翌年度の事業繰越しにつきまして、附属資料で御説明いたします。

道路保全課につきましては、附属資料の46ページから95ページまで記載しておりますが、95ページをお願いします。

道路保全課の明許繰越しの合計は、最下段のとおりに、359か所で72億2,125万5,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、計画の策定、工法の検討等不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越すもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

続きまして、収入未済額について御説明させていただきます。

附属資料の196ページをお願いします。

1の歳入決算の状況の1段目の雑入で、18万8,000円の収入未済が生じております。

この理由は、一括納付が困難なため、分割納付中のためでございます。

最下段4の令和5年度の未収金対策を御覧ください。

雑入1ですが、グレーチング窃盗による原因者負担金で、弁済計画書に基づく分割納付中で、令和9年度に完済の見込みでございます。

雑入2でございますが、交通事故により生じた原因者負担金で、弁済計画書に基づく分割納付中で、令和6年度中に完済見込みでございます。

続きまして、県有財産の処分状況につきましては、附属資料の204ページをお願いいたします。

財産処分としましては、一覧表のとおりでございます。

道路保全課の説明は以上でございます。よろしく願いいたします。

○松田都市計画課長 都市計画課でございます。

まず、定期監査において指摘事項がございましたので、御説明させていただきます。

別添の監査結果指摘事項をお願いいたします。

指摘事項は、公用車の管理についてでございます。

その内容としましては、「公用車を車検切れのまま使用している。重要備品台帳を活用するなど公用車の車検時期を的確に管理し、再発防止を徹底すること。」でございます。

事案の概要でございますが、都市計画課で所管する公用車について、担当者が車検に必要な事務処理を失念したため、車検期間満了

後から22日間、車検切れの状態で行っていました。

再発防止策といたしましては、課員全員のイントラネットスケジュールに車検の有効期限満了日などを入力し、車検情報が見える化することにより、組織的な車両管理を図るとともに、予約簿、運転日誌などに車検の有効期限を目立つように表示することで、公用車の運転者や同乗者が常に車検時期を把握できる体制を構築しました。

今後、二度とこのような事案が発生しないよう、継続して適正な公用車管理の徹底に努めてまいります。

続きまして、決算について御説明いたします。

説明資料の22ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

29ページをお願いします。

1段目の土地区画整理費の不用額1,393万7,000円は、主に土地区画整理事業の事業費確定に伴うものでございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業につきまして、附属資料で御説明いたします。

都市計画課につきましては、附属資料の96ページから106ページに記載しておりますが、105ページをお願いいたします。

明許繰越しの合計は、最下段のとおり、40か所で87億6,930万1,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、関係機関及び補償物件の権利者との協議、調整等に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

次に、106ページをお願いいたします。

事故繰越の合計は、最下段のとおり、3か

所で3,505万7,000円でございます。

繰越しの主な理由といたしましては、権利者との協議等に不測の日数を要したため、やむなく次年度へ繰り越したもので、いずれも年度内に完了する予定でございます。

以上、都市計画課の説明を終わらせていただきます。よろしく願いいたします。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の32ページをお願いします。

歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

34ページをお願いします。

3段目の環境整備費の不用額2,137万4,000円は、主に浄化槽整備事業の事業費確定による執行残でございます。

以上が一般会計における歳入、歳出でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業について、附属資料で御説明いたします。

下水環境課につきましては、附属資料の107ページから108ページに記載しておりますが、108ページをお願いいたします。

下水環境課の明許繰越しの合計は、最下段のとおり、6か所で2億6,187万8,000円でございます。

繰越しの主な理由としましては、資材の供給不足及び関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、やむを得ず次年度へ繰り越したもので、現在、その執行に鋭意取り組んでいるところでございます。

下水環境課は以上です。

○有働河川課長 河川課でございます。

決算について御説明させていただきます。

まず、歳入についてですが、説明資料の38ページをお願いします。

1段目の分担金及び負担金につきましては、海岸事業に伴う市町村の分担金ですが、不納欠損額及び収入未済額はありません。

次に、4段目の使用料及び手数料につきましては、収入未済額が244万円となっております。収入未済額につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

続きまして、42ページをお願いします。

2段目の諸収入ですが、不納欠損額が3,374万3,000円、収入未済額が2億6,953万5,000円となっております。収入未済額につきましては、後ほど御説明いたします。

続きまして、歳出について御説明いたします。

45ページをお願いいたします。

2段目の河川海岸総務費につきましては、8,898万1,000円の不用額が生じています。

これは、主に河川管理費や国直轄事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

46ページをお願いいたします。

2段目の河川改良費につきましては、4億3,188万5,000円の不用額が生じています。

これは、主に河川改修事業や河川等災害関連事業等の事業費確定に伴う執行残によるものです。

47ページをお願いいたします。

2段目の海岸保全費につきましては、1,505万1,000円の不用額が生じています。

これは、主に災害関連大規模漂着流木等処理対策事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

48ページをお願いいたします。

最下段の河川等補助災害復旧費につきましては、63億8,238万3,000円の不用額が生じています。

これは、主に過年発生河川等補助災害復旧費や現年発生河川等補助災害復旧費の事業費確定に伴う執行残によるものです。

以上が決算に関する説明となります。

続きまして、別冊の附属資料にて繰越事業

の説明をさせていただきます。

明許繰越しにつきましては、附属資料の109ページから139ページに掲載しております。

139ページをお願いいたします。

最下段の合計欄に記載しておりますとおり、河川課の明許繰越しの合計は967か所、262億4,038万9,000円となっております。

主な理由としまして、関係機関との工法選択や、計画策定時の協議、用地買収の遅れ及び工事増加に伴う労務者や建設資機材等の不足など、その調達や手配等に時間を要したことなどにより、やむを得ず次年度へ繰り越したものです。

次に、事故繰越につきましては、140ページから145ページに掲載しております。

145ページをお願いいたします。

最下段の合計欄に記載しておりますとおり、河川課の事故繰越の合計は197か所、54億1,913万円となっております。

主な理由としまして、令和2年7月豪雨の影響により施工業者の人員確保が困難となったことや半導体等の資材調達の不足により工事の施工期間に不測の日数が生じたため、次年度へ事故繰越したものです。

なお、いずれも今年度中に完了する予定です。

続きまして、収入未済額について御説明させていただきます。

197ページをお願いいたします。

1段目の河川敷占用料で3万7,000円、2段目の土石採取料で240万2,000円、3段目の雑入で2億6,953万5,000円の収入未済が生じております。

これらの理由につきましては、次ページ、198ページの上段にあります3の収入未済額の状況を御覧ください。

まず、1段目の河川敷占用料で6件の収入未済がございます。

理由としましては、分割納付中が1件、法

的措置が1件、所在不明が1件、非協力的が2件、債務の否認が1件となっております。

次に、2段目の土石採取料で1件の収入未済がございます。

理由としましては、その他が1件で、その理由は、当初経営不振から未収金となった後、倒産し、法人の実態がなくなっていることによるものです。

雑入は、3段目の海砂利超過採取に係る過料で4件、4段目の海砂利超過採取に係る不当利得で5件の収入未済がございます。

過料と不当利得の両方を滞納している債務者も含め、合わせて債務者は5者となります。

理由としましては、全てその他となっております。当初は、会社の経営不振から未収金となったものですが、そのうち4者については、代表者の死亡や倒産などで既に法人の実態がなくなっております。残る1者については、転業の上事業を継続しており、経営は厳しい状況ですが、毎月の分納を継続している状況です。

以上が未収金の状況です。

次に、これら未収金への対策の状況について御説明いたします。

河川敷占用料の未収金につきましては、これまで出先機関とも連携しながら徴収に努めているところでございますが、引き続き、未収金の解消に向けて、電話連絡や直接訪問による交渉などに取り組んでまいります。

また、占用料等のうちの土石採取料及び雑入の過料等の未収金につきましては、平成22年度と平成24年度に判明しました民間業者による海砂利の違法採取に起因するものです。資料に数字の記載はございませんが、雑入の過料及び不当利得の全体額は3億2,400万円余でした。これに対し、令和5年度末までに2,160万円余が回収された状況です。

財産調査の結果では、分納を継続している1者を除き、いずれの債務者も全額の納付が

可能な状況にはなく、徴収が難しい状況です。収入が見込まれる債務者については、今後も引き続き、債務者への訪問や経営状態の確認、財産調査を行うなど、粘り強く徴収に取り組んでまいります。

一方で、法人の実態がなくなり、財産も確認できないなど収入が困難と考えられる債務者については、不納欠損処分等も視野に取組を進めてまいります。

203ページをお願いいたします。

最後に、不納欠損について御説明させていただきます。

海砂利超過採取に係る過料1件について、3,374万3,000円の不納欠損が生じております。

理由としましては、債務者が法人の実態を喪失し、徴収の手段がなくなった状態で時効が完成し、債権が消滅したことによるものがございます。

河川課の説明は以上です。よろしく願いいたします。

○田村港湾課長 港湾課でございます。

港湾課は、一般会計のほか、港湾整備事業特別会計及び臨海工業用地造成事業特別会計の2つの特別会計について御説明いたします。

説明資料の51ページをお願いいたします。

まず、一般会計の歳入についてです。

不納欠損額、収入未済額はございません。

55ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

2段目の港湾管理費で676万8,000円の不用額が生じています。

これは、国際クルーズ拠点活性化事業等の事業費確定に伴う執行残によるものです。

56ページをお願いいたします。

1段目の港湾建設費で3,660万4,000円の不用額が生じています。

これは、港湾施設保安対策事業等の事業費

確定に伴う執行残によるものです。

次に、59ページをお願いいたします。

港湾整備事業特別会計について御説明いたします。

まず、収入につきましては、不納欠損額はございませんが、1段目の使用料及び手数料において、2万円の収入未済額がございます。

60ページをお願いいたします。

2段目の諸収入において、433万2,000円の収入未済額がございます。これらの内容につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

次に、61ページの歳出について御説明いたします。

最下段の施設管理費において、1,806万4,000円の不用額が生じています。

これは、主に施設管理諸費の執行残によるものです。

62ページをお願いいたします。

1段目の港湾整備費において、8,500万円の不用額が生じています。

これは、主に物流拠点機能向上事業の事業費確定に伴う執行残によるものです。

次に、63ページの臨海工業用地造成事業特別会計について御説明いたします。

まず、歳入につきましては、不納欠損額、収入未済額はございません。

64ページをお願いいたします。

次に、歳出について御説明いたします。

最下段の熊本港臨海用地造成事業費で100万円の不用額が生じています。

これは、熊本港臨海用地分譲推進事業費の確定に伴う執行残によるものです。

以上で一般会計、特別会計の歳入、歳出に関する説明を終わります。

続きまして、附属資料について御説明いたします。

まず、繰越しについてです。

附属資料の146ページから159ページが港湾

課に関わる繰越事業でございます。

155ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の明許繰越しは60か所、35億7,062万3,000円で、理由としましては、工法の選択等に不測の日数を要したことなどがございます。

156ページをお願いいたします。

最下段のとおり、一般会計の事故繰越は、1か所、9,070万円で、理由としましては、令和2年7月豪雨後の労働需要等の増加により施工業者における人員確保が困難となり、工事施工に不測の日数を要したためでございます。

158ページをお願いいたします。

最下段のとおり、港湾整備事業特別会計の明許繰越しは、10か所、10億6,973万7,000円で、理由としましては、施工方法に係る関係者との協議に不測の日数を要したことなどがございます。

159ページ、最下段のとおり、臨海工業用地造成事業特別会計の明許繰越しは、1か所、4,811万4,000円で、理由としましては、工法の選択等に不測の日数を要したことなどがございます。

なお、いずれも今年度中に施工を完了する予定です。

199ページをお願いいたします。

続きまして、収入未済について御説明いたします。

港湾整備事業特別会計で、1段目のとおり、使用料及び手数料のうち、重要港湾使用料で2万円の収入未済額がありますが、その理由は、債務者の業績不振です。

また、2段目の諸収入のうち、雑入で433万2,000円の収入未済額があり、その理由は、債務者の業績不振によるものが1件、督促等を行うも非協力的であるものが1件となっております。

200ページをお願いいたします。

未収金対策につきましては、債務者に対

し、分納誓約書による分割納付指導等を継続中です。また、法的措置に着手している案件もでございます。

今後も、四半期ごとに進捗状況を確認し、未収金解消に向けた対策の検討を行ってまいります。

以上で港湾課の説明を終わります。

○堤砂防課長 砂防課でございます。

決算について御説明させていただきます。

まず、歳入については、説明資料の65ページから67ページまで記載しております。

不納欠損額、収入未済額はありません。

次に、歳出について御説明いたします。

68ページをお願いします。

3段目の砂防費につきまして、不用額が15億9,792万8,000円生じております。

これは、砂防激甚災害対策特別緊急事業などの事業費の確定により執行残が生じたものでございます。

次に、繰越しについて、附属資料にて御説明いたします。

附属資料の160ページから184ページにかけて明許繰越しを記載しております。

184ページをお願いします。

最下段に記載しておりますように、明許繰越しは、合計で183か所、98億9,181万7,000円でございます。

主な理由としましては、砂防施設の配置計画の策定や工事搬入路に関わる関係機関との協議など計画検討に不測の日数を要したため、やむを得ず次年度へ繰越しを行ったものでございます。

次に、附属資料の185ページから188ページにかけて事故繰越を記載しております。

188ページをお願いします。

最下段に記載しておりますように、事故繰越は、合計で23か所、21億654万6,000円でございます。

主な理由としましては、令和2年7月豪雨

の影響により施工業者の人員確保が困難となったことや現場条件の変化に伴う設計変更の検討などに不測の日数を要すこととなり、次年度へ繰越しを行ったものでございます。

なお、いずれも今年度中に完了する予定です。

砂防課は以上です。よろしくお願いいたします。

○折田建築課長 建築課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の70ページをお願いします。

歳入でございますが、70ページから72ページに記載しております。

いずれも、不納欠損額及び収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明します。

歳出については、73ページから74ページに記載しております。

74ページをお願いします。

1段目の建築指導費における不用額814万9,000円につきましては、主に建築基準指導に係る事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越事業について、附属資料で御説明します。

附属資料の189ページから190ページに記載しておりますが、190ページをお願いいたします。

最下段のとおり、建築課の令和6年度への繰越額の合計は、7か所、4,906万4,000円でございます。

繰越しの主なものとしましては、1段目にあります盛土対策基礎調査事業費でございます。

令和3年7月に静岡県熱海市で発生した大規模な土石流災害が二度と繰り返すことがないよう、盛土等による災害から国民の生命を守るため、宅地造成及び特定盛土等規制法が令和5年5月に施行されたところでございます。法に基づく宅地造成等工事規制区域と特

定盛土等規制区域の2つの区域指定に必要な基礎調査に係る経費でございますが、調査に必要な基礎データの収集、取得、関係機関等々との調整に不測の日数を要したため、やむなく繰越しを行ったものでございます。

なお、いずれの事業も年度内に完了する予定です。

建築課は以上です。よろしくお願いいたします。

○今福宮繕課長 宮繕課でございます。

説明資料の75ページをお願いいたします。

まず、歳入についてですが、不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、76ページをお願いいたします。

歳出についてですが、土木総務費の不用額2,089万1,000円については、主に県有施設の改修等に係る工事請負費や設計監理委託の入札に伴う執行残及び事務費の執行残でございます。

続きまして、翌年度への繰越しについては、附属資料の191ページから192ページに記載しております。

192ページをお願いいたします。

宮繕課の令和6年度への繰越しの合計は、表最下段のとおり、県有施設保全改修費で13か所、合計4億4,949万5,000円です。

繰越しの理由としては、非常用発電設備や高圧ケーブルなどの資材納期に不測の日数を要したこと、または、想定以上に建物の劣化が進行しており、改修方法の検討に日数を要したことなどであり、やむを得ず次年度へ繰り越したもので、いずれも今年度完了予定でございます。

宮繕課は以上です。よろしくお願いいたします。

○上野住宅課長 住宅課でございます。

決算について御説明いたします。

説明資料の77ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。

1段目の使用料及び手数料ですが、不納欠損額はございませんが、収入未済額が1,265万3,000円となっております。収入未済の状況につきましては、後ほど附属資料で御説明いたします。

78ページをお願いいたします。

78ページから80ページまで、国庫支出金、財産収入、繰越金、諸収入とございますが、こちらにつきましては、いずれも不納欠損額、収入未済額はございません。

次に、歳出について御説明いたします。

説明資料、81ページから82ページに記載しておりますが、82ページをお願いいたします。

住宅建設費の不用額4,141万1,000円がございます。

こちらの主な理由につきましては、住宅建設費並びに公営住宅ストック総合改善事業費等の事業費確定に伴う執行残でございます。

続きまして、繰越事業について御説明いたします。

附属資料の193ページをお願いいたします。

住宅課の明許繰越しの合計は、最下段に記載のとおり、84か所、5億1,205万4,000円でございます。

繰越しの主な理由は、計画変更の検討、設計変更の不測の日数を要したこと、また、関係機関との協議に不測の日数を要したことにより、やむを得ず繰り越したものでございます。全て年度内には事業完了をする予定でございます。

次に、201ページをお願いいたします。

収入未済の状況について御説明いたします。

1の歳入決算の状況の1段目、県営住宅使用料で1,212万8,000円、2段目の県営住宅用地使用料で52万5,000円の収入未済が生じております。

これらは、3、収入未済額の状況でございますとおり、県営住宅入居者の方の収入低下等による生活困窮が主な原因となっております。

202ページをお願いいたします。

令和5年度の未収金対策を記載しております。

県営住宅の入居者や退去者に対し、それぞれの徴収の取組を徹底するとともに、生活困窮により滞納となっている入居者に対しては、家賃の減額措置、住居確保給付金など各種給付や支援制度を案内するなどの配慮を行いながら、公平性及び歳入確保の観点から、未収金対策に取り組んでまいります。

住宅課は以上です。よろしくをお願いいたします。

○小路永建築住宅局長 建築住宅局長の小路永でございます。

ただいま住宅課長から説明をしました193ページの繰越事業について、箇所数を誤って報告をしております。正確には、この資料のとおり、34か所になります。

以上、訂正でございます。

○内野幸喜委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思います。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いします。

質疑はありませんか。

○亀田英雄委員 監査結果指摘事項について、ちょっと伺いたいんですけども。私は、初めてだけんよう分からぬんですけども、車検切れの車に乗って、もし事故なんかやれば大変じゃないですか。

土木部から話があったんですけども、こういう話は、大体県庁全体で共有する話だと思うんですね。土木部だけがこういう管理

の——ちょっと分からないような管理の仕方をしていたのか。県庁全体でしなければ、これは意味がない話だと思うんですけども、この辺、どのようにされているんですかね。

○宮島土木部長 このような事案が発覚した際に、まず速やかに人事当局等に報告を入れますとともに、現地のほうでは、例えば、今回は、たまたま出張中に発覚したということで、速やかに連絡を取って、すぐ車を降りて、レッカー移動するとともに、職員は別の交通機関で戻ってきたという措置、それと併せて、警察のほうにも速やかに報告をするという措置を取ったのが初動でございます。

その後、人事課等にも報告してございますし、あと、土木部内部でも、これは都市計画課のみの事案ではなく、各課、特に土木部は公用車を多く所有しておりますので、まずは土木部内で、関係課がこういった事案がないかの確認と、それと、今後の再発防止策についても、今回は都市計画課だけだったんですけども、さらに、土木部各課、それから出先機関、ここは大変多くの公用車を有しておりますので、そういった部署へも再度の周知徹底を行っているという状況でございます。

○松田都市計画課長 都市計画課でございます。

今回、車検切れの事案ですけども、実は過去にも他の出先機関のほうでございまして、全庁的には、その際、周知徹底されておりました。その徹底に対して私どものほうも認識不足があって、このような事態が生じてしまいました。

今部長が申し上げたとおり、土木部内でも、再度、以前出された通知文書を徹底して、認識を改めてしたところでございます。

以上でございます。

○亀田英雄委員 事故などなかったからよか

ったものの、もし事故があれば大変なことになっておりますので、土木部に限らず、もう県庁全体で共有するようなやり方も考えていただければというふうに考えます。

○宮島土木部長 分かりました。そのようにさせていただきます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○西村尚武委員 亀田委員の関連で、この車検に関して、今法律が変わったんですかね。今の車検は、車検のシールを右の隅に、見るところに貼るようになってますね。以前は、真ん中で、バックミラーの後ろとかで見えにくかったと。そういう部分で、これにも見える化というのが書いてありますが、もう単純な見える化で、シールとか作って右に貼ったらと思うんですけども、一番分かりやすいと思いますけれども。

○松田都市計画課長 今御指摘のとおり、ダッシュボード等に大きな文字をもって見える化を図っております。さらには、記録誌、日誌あたりにも記載しておりますし、メール、あるいはスケジュールにも全員が分かるように表示しているところでございます。

以上です。

○西村尚武委員 対応されているということですね、分かりました。何分強制保険ですか、あの辺と、やっぱり法に触れる部分もありますので、これは非常に大きな問題かなと思っています。よろしくお願ひします。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。

○岩田智子委員 河川課にちょっとお伺いし

ます。

45ページです。

国の直轄事業負担金を河川海岸総務費ということで、主な概要にあります。立野ダムほか6か所の負担金になっていると思うんですが、この立野ダム以外の6か所はどこになるのか、ちょっと教えてください。

○有働河川課長 立野ダム以外に、直轄、国で管理している球磨川、緑川、白川、菊池川、そういったものがございます。そういったところの河川改修であったり河川環境整備事業、そういったものに負担金を支出しているところです。

それと、ダム絡みでいくと、一部、緑川ダムでもちょっと改良的な工事を行っていることから、立野ダム以外にも緑川ダムで支出があったり、あとは川辺川の流水型ダム、そちらについても負担金の支出があります。

以上です。

○岩田智子委員 立野ダムはもう完成をしたので、これで終わりということになりますか。

○有働河川課長 立野ダムはもう事業が完了しましたので、直轄事業負担金は今後ありません。出てまいります。

以上です。

○岩田智子委員 当初の予算からどのぐらいちょっと変化があったのか分かりますか。立野ダムの負担金。

○有働河川課長 すみません、今手元に詳細な資料がありませんので、ちょっと委員長にお断りの上、後から御報告させていただきます。

○岩田智子委員 ありがとうございます。

いろんな河川で国直轄事業がありますけれども、それは大体県としての負担金は、3分の1というふうに見ていいですか。

○有働河川課長 基本的には3分の1ですけれども、熊本県あたり、どうしても財政力の弱いところは、補助率のかさ上げというのがございまして、3分の1より少ない割合を今現在支出しているところです。

財政的な負担割合というのが毎年度変わってくるものですから、現状としてちょっと一律決まってないことから、この場でお答えするのは難しいんですけれども、そういった後進地かさ上げというのがございます。

以上です。

○岩田智子委員 ちょっと別でいいですか。住宅課にお伺いをします。

収入未済がありますよね、附属の201ページですけども、本当に生活困窮をされている方が、そこだけになっているんですけども、やっぱり年々増えているのか、それとも、大体同じような状況でこういうふうに進んでいるのかというところをちょっと教えてください。

○上野住宅課長 住宅課でございます。

未収金につきましては、実は昨年度よりも若干増えておりまして、今回1,200万ということで報告をさせていただいております。

こちらにつきましては、厚生労働省の資料などによりますと、令和5年度というのが、物価の上昇というのが見られておりまして、実質賃金がコロナで収入減となっていました令和2年度と比べても低下しているというふうな状況があるようでございます。そのため、県営住宅の入居者というのは、収入が低い方が多いということもございまして、コロナ禍の影響よりもさらに厳しい状況で、今回増えてしまったのかなというふうに思ってお

ります。

ただ、こちら、収入未済額は増えておりますけれども、実は収入率としては99%を超えておりまして、令和5年度は全国1位の収納率となっております。引き続き、公平性の観点からも、必要な家賃に関しては収納に努めてまいりたいと思います。

以上でございます。

○岩田智子委員 よく分かりました。丁寧に対応されているんだなというふうに思っています。これからもどうぞよろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○本田雄三委員 道路整備課、保全課、ちょっと共通してですけども、次年度繰越しが320を超えたりとか今いろいろしてますけれども、発注するときにある程度の内容は理解されて発注しておられるはずなんです、用地交渉とか、あるいは電柱移転等に時間を要したとかいろいろありますけれども、その期間というのを見越した上で発注はしてあるのかないのか、そこあたりはいかがなんでしょうか。

○奥山道路整備課長 道路整備課でございます。

委員おっしゃるように、ある程度そういう期間は事前に頭には入れながら発注計画は立てておりますけれども、電柱移転について言えば、やはり実際受注された方の工事のスケジュール等がある程度分かってからじゃないと、なかなかその辺の電柱移転の対応も決められないというようなこともございます。

それから、我々、やはりこの当初予算だけでは、なかなか道路整備に対応できないということで、補正予算のほうもしっかりと要求させていただきまして、そういう関係もあって、補正予算になりますと、どうしてもその

繰越しのほうになってしまうという状況がございます。

道路整備課は以上です。

○高橋道路保全課長 道路保全課の事業は、様々、舗装とか、災害防除とか、交通安全とかそれぞれありまして、繰越しの理由も、現地において、例えば、警察との協議がちょっと時間がかかったりとか、斜面对策ですと、その施工範囲について再度地元要望があった場合とか、いろいろなことがあります。

ただ、できるだけ年度内に発注できるように早期発注に努めているところではございますけれども、そういう事情で若干繰越しが発生している部分は多々あるかと思っております。

以上です。

○本田雄三委員 であれば、想定できる内容といいますか、警察であるとか、民間企業とかの名前が出てくると、その対応は遅いかなと逆に思うもんですから。であれば、少しちょっと書きぶりとかニュアンスが違うのではなかろうかなと思ったもんですから、その期間を見越してないのであれば、やはり用地交渉等も伴う必要があるところもあるでしょうから、そういう部分では、ちょっとあまりこの1行、2行ではなかなか表現はしづらいと思うんですけども、もうちょっと表現の在り方が少し、イメージとしてはそういうふうを受け止めるなあとあったところがありました。

もうちょっとそういう意味では警察だけではなく、いろんなところの要因もあると思いますので、そのあたりを少し書きぶりを検討していただければと思います。

○奥山道路整備課長 御指摘のとおり、この繰越し理由のほうも、しっかりともっと詳しくその辺は実際に即した理由を書かせていただ

きたいというふうに思います。

以上です。

○高橋道路保全課長 ありがとうございます。

確かに警察だけってのは誤解を招く場合もありますので、表記については、今後注意させていただきたいと思います。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。——なければ、これで土木部の審査を終了します。

ここで説明員入替えのため、14時まで休憩します。

午後1時55分休憩

午後2時1分開議

○内野幸喜委員長 それでは、休憩前に引き続き委員会を再開します。

これより流域下水道事業会計の審査を行います。

それでは、土木部長から決算概要の総括説明をお願いします。

宮島土木部長。

○宮島土木部長 流域下水道事業は、地方公営企業法を一部適用しており、地方公営企業会計として御審議をお願いしているところで。

まず、前年度の決算特別委員会報告における施策推進上改善または検討を要する事項等につきまして、その後の措置状況を御報告いたします。

流域下水道事業会計の個別事項として、「球磨川上流流域下水道及び八代北部流域下水道については、人口減少に伴い今後経営的に厳しくなると考えられ、一方で、熊本北部流域下水道については、企業集積に伴う流入量の増加が予想されるので、関係市町村と連携し、老朽化対策も含めた施設整備を検討し

ながら、今後の事業経営に取り組むこと。」という御指摘がございました。

球磨川上流流域下水道及び八代北部流域下水道については、流域市町村と連携し、接続率の向上や広域化、共同化を推進することにより経営の安定化を図っております。また、熊本北部流域下水道につきましては、企業立地に伴う流入水量増加に対応するため、施設の増強に着手しております。

それでは、令和5年度の流域下水道事業会計の決算の概要について御説明申し上げます。

総収益31億6,900万円余に対し、総費用は30億2,100万円余で、差引き1億4,800万円余の純利益となりました。

これは、施設、設備の減価償却費が年数の経過に伴い減少したことによるものです。これにより、令和6年度への繰越利益剰余金は、前年度からの繰越利益1億5,900万円余を加えた3億800万円余となっています。

以上が決算の概要ですが、決算内容の詳細につきましては、この後、下水環境課長から説明いたしますので、御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○内野幸喜委員長 次に、監査委員から決算審査意見の概要説明をお願いします。

○藤井監査委員 よろしくお願ひいたします。

お手元の緑色の冊子、令和5年度決算審査意見書をお願いいたします。

1ページをお願いいたします。

中段の第2、審査の結果ですが、決算諸表は、流域下水道事業の経営成績及び財政状態をおおむね適正に表示しているものと認められました。

以下、経営の状況について記載しておりますが、土木部の説明と重複しますので、割愛させていただきまして、10ページをお願いい

たします。

決算審査意見について御説明いたします。

流域下水道事業の令和5年度決算は、土木部長の説明のように、1億4,800万円余の純利益を確保し、前年度繰越利益剰余金を加え、3億800万円余の黒字となっております。

熊本県流域下水道事業経営戦略では、収益的収支は、おおむね均衡する計画となっておりますが、今後は、人口減による料金収入の減少、施設等の老朽化に伴う更新費用の増加に加え、エネルギーや原材料価格等の高騰が運営経費に大きく影響するなど、経営環境が厳しさを増しております。また、一方で半導体関連産業の集積に係る排水対応についても、しっかりと進める必要がございます。そのため、中長期的な視点も持ちながら、より計画的な施設の更新や経営基盤の強化などを図っていくことが求められます。

引き続き、関係市町村と連携、協議を図りながら、施設の耐震化等に取り組むとともに、消化ガスの売却収入を継続的に確保しつつ、企業立地等に伴う流入水量の増加に対応する取組を進めるなど、持続可能で安定した運営に努めていただきたいと考えております。

以上が決算審査意見の概要でございます。よろしく願いいたします。

○内野幸喜委員長 次に、下水環境課長から決算資料の説明をお願いします。

○弓削下水環境課長 まず、定期監査の結果につきまして、流域下水道事業会計の指摘事項はございませんでした。

次に、監査委員からありました決算審査意見について、その取組状況等を説明いたします。

緑色の冊子の10ページでございますけれども、第2段落については、土木部長から先ほ

ど説明した内容と重複しますので、省略させていただきます。

第3段落については、人口減少による料金収入の減少、更新費用の増加、エネルギー価格や原材料価格等の高騰などの影響や、一方で、半導体関連産業の集積などへの対応を踏まえ、来年度、長期計画である経営戦略の見直しを予定しております。

最後の段落につきましては、引き続き、流域市町村と連携し、施設の耐震化等に取り組みます。

また、収入確保として、令和4年度から取り組んでいます消化ガスの売却につきましては、民設民営による売電事業により、令和5年度は、4,900万円余の収入を得ました。令和6年度も同様の収入が得られる予定です。

さらに、企業立地等に伴う流入量増加に対応するために施設増強に着手するなど、流入水量拡大に資する取組も進めており、将来にわたって持続可能で安定した事業運営に努めてまいります。

次に、決算概要について、お手元の令和6年度決算特別委員会説明資料により説明いたします。

1ページをお願いします。

上段の1、熊本県流域下水道事業の概要の(1)沿革について、現在、熊本県では、熊本北部流域下水道、球磨川上流流域下水道、八代北部流域下水道の3つの流域下水道の運営を行っております。

熊本北部流域下水道は、平成元年3月に供用開始し、現在21万人余の汚水を処理しています。球磨川上流流域下水道は、平成11年4月に供用開始し、2万6,000人余の汚水を、八代北部流域下水道は、平成14年1月に供用開始し、2万8,000人余の汚水を処理しており、3流域合わせて、県人口の約16%の汚水を処理しています。

経営形態についてですが、総務省からの通知により、下水道事業においては、地方公営

企業会計を適用するよう求められており、本県においても、令和2年4月から地方公営企業会計を一部適用し、事業を実施しております。

下段の(2)組織図を御覧ください。

当該事業は、地方公営企業法の一部適用となるため、知事部局の下水環境課が所管しております。また、県が所有している管渠の整備、維持修繕等の業務については、関係出先機関が行っております。

2ページをお願いします。

2、流入水量の状況ですが、最下段を御覧ください。

令和5年度の3流域合計の年間総流入水量は3,087万立方メートル余で、前年度と比較し、76万立方メートル余の増加となりました。

これは、主に熊本北部流域下水道の流入水量が74万立方メートル余増加したことによるものです。

3ページをお願いします。

次に、流域下水道事業会計の令和5年度決算の状況について御説明します。

公営企業会計では、収入及び支出が二本立てとなっており、3ページに収益的収支について、4ページの下段に資本的収支について記載しております。

まず、3ページ、(1)の収益的収支についてですが、ここでは、1年間の経営状況をお示ししており、流域下水道事業の維持管理等に係る収入、支出を記載しております。

流域下水道事業は、主に流域関連市町村からの負担金で運営を行っており、毎年度、必要な資金について関係市町村に負担いただき、維持管理を賄っております。

令和5年度の収入の合計は、合計欄に記載のとおり、31億6,900万円余となり、前年度と比較し、3,400万円余の減少となりました。

これは、減価償却費に対応する収入である

長期前受金戻入が、減価償却費の減少に伴い減少したことによるものです。

支出の合計については、合計欄に記載のとおり、30億2,100万円余となり、前年度と比較し、60万円余の増加となりました。

これは、電力費等の物価上昇の影響で、施設設備の光熱費と指定管理者委託料が増加したことによるものです。

最下段に記載のとおり、令和5年度は、収入から支出を差し引いた1億4,800万円余の純利益となりました。

4ページをお願いします。

(2)剰余金の状況についてです。

令和4年度末の繰越利益残高1億5,900万円余に令和5年度の純利益1億4,800万円余を加えた3億800万円余を繰越利益剰余金として翌年度へ引き継ぎます。

次に、投資活動の状況について御説明します。

4ページの下段の(3)資本的収支についてですが、ここでは、流域下水道の施設設備の更新等を行う建設改良事業に係る収入、支出の状況をお示ししております。

(委員長退席)

建設改良事業については、市町村からの負担金に加え、国からの交付金、企業債により事業を実施しております。

令和5年度の資本的収入の合計は、合計欄に記載のとおり、10億3,400万円余となり、前年度と比較し、2億4,800万円余の増加となりました。

これは、半導体生産拠点整備に係る新下水処理場の整備のために、一般会計より3億6,000万円借入れを行ったことによるものです。

資本的収支の合計については、合計欄に記載のとおり、11億円余となり、前年度と比較し、1億8,900万円余の減少となりました。

これは、企業債償還金が減少したことによるものです。

なお、収支に6,600万円余の差が生じておりますが、これは、下水道事業会計では、企業債償還金を資本的支出に計上することにより差が生じるようになっております。この差については、当会計の内部に留保された資金などにより当該年度で解消しており、翌年度に引き継がれません。

以上が令和5年度決算の概要です。よろしく御審議のほどお願いいたします。

○橋口海平副委員長 以上で執行部の説明が終わりましたので、質疑を受けたいと思いません。

なお、質疑は、該当する資料名並びにページ番号を述べてからお願いいたします。

それでは、質疑はございませんか。

○亀田英雄委員 この10ページの審査意見、施設の耐震化や耐水化に取り組むということで述べられとつとですけども、現在の耐震化の進捗率と、今後、100%を目指す上でどのくらいかかるとかなということをちょっと思うんですけども、分かる範囲でございませぬのでお知らせください。

○弓削下水環境課長 下水環境課でございます。

まず、耐震化、耐水化等に取り組むということで、県のこの流域下水道の耐震化、今現在やっているのが熊本北部流域下水道の北部浄化センターというのがありまして、その中にある管廊の設備がまだ一部耐震化ができておりませぬので、その部分の工事を引き続きずっとやっているところではございませぬ。それが4つありまして、今2つ目をやっておりますので、あと2つが残っているというような状況です。

（委員長着席）

あと、管路も流域下水道で管理しておりますけれども、地震の際にマンホールが飛び出

したりとかそういうものがございませぬので、基本的には、ほぼほぼ終わっておるんですけども、あと少し残りがあつたというふうに記憶しておりますので、その部分のマンホールの飛び出しを防止する施設、それを設置する予定でございませぬ。

あと、下水道の施設というのは、やっぱり更新するにも、その年度その年度でかなり老朽化対策にもお金がかかるものですから、対策等の更新の時期と合わせて、効率的に耐震化もちょっと進めていきたいというふうに考えております。

以上でございませぬ。

○亀田英雄委員 ほとんど耐震化は進んでいるというふうに伺いました。私は、逆に、あんまり全然できとらぬとじゃなからうかなというふうに思いましたので、安心をいたしました。

あと、4ページです。一般会計借入金への償還金ということでありましたけれども、この残額はどのくらいあつとですか。一般会計の借入金は。

○弓削下水環境課長 すみませぬ、ちょっと今言われたところが、4ページの……。

○亀田英雄委員 一般会計への借入金の償還、あと残額はどのくらいあつとかなと、一般会計の借入れ。

○弓削下水環境課長 4ページの(3)の資本的収支の下から、表の3番目の一般会計繰入金への償還金886万、こここのところによつたですかね。それにつきましては——ちょっとお待ちください。

これにつきましては、令和6年3月31日の残高としまして、1億9,000万円程度まだ残っているという状況です。

○亀田英雄委員 分かりました。八代の場合は大分多かったもんで聞いてみたんですけども、案外少なくて安心しました。

どうぞこれからも健全な財政の運営に努められてください。ありがとうございました。

○内野幸喜委員長 ほか、質疑ありませんか。

○岩本浩治委員 審査意見の10ページでございますが、その中で、人口が減ってくれば経営も厳しくなるという考えでいいのか。それと同時に、半導体関連産業の排水対応ということでございますが、北部流域下水道は、合志と菊陽ということ、熊本市も入っておりますが、菊陽、合志ということで、この大津辺りも取り込んでいくのであれば、大きくしなければなんなのかなというふうなことで、ちょっとその点をお聞きしたいというふうに思っております。

○弓削下水環境課長 御質問、2点ございましたけれども、まず1点目の人口減少によるということで、流域下水道の会計というのは、基本的に市町村からの負担金をいただいて、それで賄っております。流域下水道へ入ってくる流入量、それに対応して負担金というものをもらっておりますので、この人口が、極端なことを言いますと、どんどん減っていけば流入量が減ってくるということで、流入量が減れば市町村からの負担金も減っていくということで、単純に言いますと、そういうことで収入が減ってくるので、経営が厳しくなる傾向にありますというのが、その内容でございます。

もう1点の半導体関連に関して、合志、菊陽等で今、水が増える可能性があるということで、今、県としまして、セミコンテクノパーク、あの辺りが、おっしゃったとおり、まさしく合志、菊陽、あの部分にござい

ますので、今、我々新しい処理場を整備する必要があります。それは、熊本北部の能力が不足する可能性があるため、新しい処理場をそこに建設するというので、今、建設計画を策定している段階でございます。その中で処理区域、エリアといいますか、そういうのも設定していくつもりでございます。

その辺も、いろんな市町村と連携しながら、どんなものがどのくらい入ってくるのかとか、そういう情報も常にやり取りしながら、処理規模といいますか、能力も考えていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

○岩本浩治委員 十分分かりました。これはいいですね、下水道。菊陽辺りなんかも流しっ放しでね、ただ、使用料は別に取られますけれども、そういう面がいいなど。ただ、やっぱり大津辺りも大分人口増えてきています。

そういう流れでいけば、大津もこういうのが必要じゃないかなと、菊陽町と同じような部分でいくのではないかなと思っておりますので、私が合志も住んでましたので、合志も下水道があって、なかなか快適な生活、今、菊陽でもそうですけれども、こういう部分考えれば、やはり半導体来れば大津辺りも人口が増えてますので、そういう部分をちょっとお聞きしたかったわけです。分かりました。

○内野幸喜委員長 よろしいですか。

○岩本浩治委員 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 何かありますか。

○弓削下水環境課長 大津町も、大津町が所有してます公共下水道というのを持っておられますので、その大津町の状況も、いろいろ情報としては、打ち合わせる機会も当然ご

ざいますので、情報共有というか、そういうものを密に行いながら、その辺の企業の進出と申しますか、マンションが何戸できるとか、その辺の状況も、いろいろ情報もらいながら、今後どうやっていくのかというのは、町と一緒にいろいろ考えていきたいというふうに思っております。

○岩本浩治委員 ありがとうございます。

○内野幸喜委員長 ほかに質疑ありませんか。——なければ、これで土木部の流域下水道事業会計の審査を終了します。

次回の第6回委員会は、10月28日月曜日午前10時10分から開会し、午前に教育委員会、午後から企業局、病院局及び議会事務局の審査を行うこととしておりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これをもちまして本日の委員会を閉会します。

午後2時24分閉会

熊本県議会委員会条例第29条の規定によりここに署名する

決算特別委員会委員長